



市川市立曾谷小学校  
P T A会則

市川市立曾谷小学校 P T A

# 市川市立曾谷小学校 P T A会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、市川市立曾谷小学校P T Aと称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、市川市立曾谷小学校内におく。

(会員)

第3条 本会の会員は、曾谷小学校の児童の任意加入した保護者と現任教職員とする。

(目的)

第4条 本会は、保護者と教職員の密なる協力によって学校教育、家庭教育の充実及び会員相互の研修をはかり、児童の健全な成長を実現することを目的とする。

(事業)

第5条 前条の目的を達成するため、下記の活動を行う。

1. 学級P T Aおよび学年P T Aの振興。
2. 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
3. 児童の教育、生活環境をよくする。
4. 教育懇談会、講演会、他校P T Aとの交流、見学会および研修会の開催。
5. 他の同種の団体と協力する。
6. その他、本会の目的に必要な事項。

## 第2章 会 計

(経費)

第6条 本会の活動に関する経費は、会費、その他をもってまかう。

(会費)

第7条 会費は会員一所帯につき、年額3,000円とし、5月に集金するものとする。

ただし、10月以降に転入した家庭は1,500円とする。

また、転出の際は以下の定めのもと返金する。

6月転出	2,100円返金	7、8月転出	1,800円返金
9月転出	1,500円返金	10月転出	1,200円返金
11月転出	900円返金	12月転出	600円返金
1月転出	300円返金	2、3月転出	返金なし

(会計)

第8条 本会の会計はすべて総会で決められた予算に基づいて行われ、総会の承諾した決算で終わる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日で終わる。

### 第3章 本部役員

(本部役員)

第10条 本会に会員より選出された下記の本部役員をおく。

名誉会長	校長
会長	1名
副会長	4名
書記	2名
会計	3名 (内1名は教職員)
会計監査	3名 (内1名は教職員)

(選考)

第11条

1. 本部役員の選考は、選考委員が行う。
2. 本部役員は、総会の承認を得て決定する。
3. 選考委員の数、選出方法、任務については細則で定める。

(任期)

第12条 本部役員の任期は2年とする。再任は妨げない。

(会長および副会長)

第13条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。

(会計)

第14条 会計は、総会で決定した予算に基づいて、一切の経理を処理し、財産を管理する。

(会計監査)

第15条

1. 会計監査は、経理を監査し、定期総会に報告する。
2. 会計監査は、議決権を除き、すべての集会に出席して意見を述べることができる。

(書記)

第16条 書記は、本会の運営を記録し、庶務を代行する。

(本部役員)

第17条 本部役員は、会長の召集により本部会を構成し、会議運営の調整を行うことができる。

### 第4章 総会

(総会)

第18条 総会は、全会員で構成され、本会の最高議決機関である。

(召集)

第19条 総会は、会長が召集する。総会は、特別な事情がない限り、年度当初に開かなければならぬ。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

(成立)

第20条 総会の成立は、総会員の3分の1以上とし、委任状を認める。ただし委任状による議決は認めない。

(議決)

第21条 総会の議決は、出席会員の過半数で決定する。

## 第5章 常任委員会

### (構成と任務)

第22条 常任委員会は、次の構成員で構成され、本会則および総会の議決に基づいて、本会の会務を企画運営する。

1. 本部役員
2. 各専門委員会委員長
3. 少年補導員（選考、任期は細則に定める）
4. 教職員代表若干名
5. 委員長に事故ある時は、副委員長がこれに代わる。

### (運営)

第23条 常任委員会は、会長が召集し、議事の運営にあたる。

### (議決および報告)

第24条 常任委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

決定した議事内容については、教職員、各専門委員会、各学年、各学級へ連絡する。

### (運営)

第25条 学級PTA、学年PTAは、それぞれの学級、学年のなかで必要な本会の活動を運営する。

## 第6章 学級長会

### (学級長会)

第26条 学級PTAは、毎年はじめに、各学級で、学級長を互選によって決める。学級長の任期は1年とする。

学級長は、学級長会を構成し、全学級長の中から委員長及び副委員長を選任する。

### (学年長)

第27条 学年長は各学年学級長の中から選出する。

### (学級長会委員長)

第28条 学級長会委員長は、必要に応じて学級長会を召集司会し議事運営内容を常任委員会に報告する。

## 第7章 専門委員会

### (活動)

第29条 専門委員会は本会の活動に必要な事項を分担して調査、研究、企画立案し、また常任委員会で決定した実施事項を執行する。

### (専門委員会の種類)

第30条 専門委員会は、次の委員会とし、活動内容は、細則に定める。

1. 学級長会
2. 会報フォト委員会
3. 家庭教育学級委員会
4. 運動会委員会
5. そやフェス委員会
6. ベルマーク委員会

(委員)

第31条 専門委員会は、学級P T Aから選出される。

(委員長および副委員長)

第32条 専門委員会の正・副委員長は毎年始めに各専門委員会の委員の互選によって選出する。

(活動)

第33条 会報フォト委員会、家庭教育学級委員会、ベルマーク委員会は委員の選出がある時に限り活動を行う。

(召集)

第34条 専門委員会は委員長が召集司会し、議事を常任委員会に報告し、また提案することができる。

## 第8章 その他の活動機関

(目的)

第35条 児童の健全な成長の実現、また、会員相互の研修を目的として、その他の活動機関を置くものとする。

### 【これまでの活動機関】

1. オアシス花の会
2. 読み聞かせの会「ぶくぶく」
3. おやじの会

(機関の承認)

第36条 機関の承認は、常任委員会の了承を得た後、総会の承認を得て決定する。

(機関の活動内容)

第37条 機関の活動内容は、その機関の創意を尊重し、別に細則を設ける。

(機関の活動経費)

第38条 活動経費は、その機関に一任するが、目的よりその一部を本会より補助する。その収支については、本会の総会で報告する。

## 第9章 個人情報

(会員の個人情報の取扱いについて)

第39条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

## 第10章 改 正

(改正)

第40条 本会則は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし改正案は、総会の5日前までに全会員に知らせておかなければならぬ。

## 第11章 細 則

(細則)

第41条 常任委員会は、本会則に反しない範囲で細則を制定、または改廃することができる。ただし、制定改廃の結果は総会に報告しなければならない

## 細 則

### (本部役員選考委員会)

第1条 本部役員選考委員会は、会則第11条により本部役員の選考を行う。

第2条 次年度の本部役員を選考する旨会員に通知し、自薦又は推薦者を募る。

第3条 本部役員選考委員の選出及び定数は次の通りとする。

- 1 各学年の学級長1名、教頭、本部役員2名とする。
- 2 本部役員選考委員の中から委員長1名、書記2名を選任する。
- 3 1) 本部役員選考委員が本部役員候補者になることはできない。  
2) 本部役員選考委員会は年度始めに発足し、次年度の総会で承認された時点で任務を終了し、解散する。

第4条 本部役員選考委員会は、少年補導員の選考を行う。

### (専門委員会)

第1条 会則第30条の専門委員会の活動内容は、次の通りとする。

- 1 学級長会
  - 学年・学級での会員相互の理解の向上を図る
  - 学級・学年活動への協力
  - 学級協力員への連絡
  - 本部役員選考委員会（各学年1名）
  - PTA会費の集金作業（年一回）
  - 学年会計監査（年2回）
  - 交通安全指導表の作成及び取りまとめ
- 2 会報フォト委員会
  - 会報の発行
  - フォトニュースの作成、掲示
  - 学校行事などの取材
  - 講習会・講演会出席
- 3 家庭教育学級委員会
  - 家庭教育学級を企画・運営
  - 講習会・講演会出席
- 4 運動会委員会
  - 運動会の運営サポート（事前準備あり）
  - 運動会当日の駐輪場係・パトロール・清掃など
- 5 そやフェス委員会（4月～11月活動）
  - フェスの運営サポート（事前準備あり）
  - フェス当日の駐輪場係・パトロール・清掃など
- 6 ベルマーク委員会
  - ベルマーク集計、発送

(その他の活動機関)

第1条 会則第36条の機関の活動内容は、次の通りとする。

1 オアシス花の会

オアシス花の会は、園芸を通して会員相互の研修を図ると共に、学校内の花壇等を活用し草木の栽培を行い、学校の環境美化を図る。

2 読み聞かせの会「ぶくぶく」

読み聞かせ活動を通じて、会員・地域の方々の教育力を児童へ還元すると共に、子どもたちの本に対する興味を育て、読書する素地をつくる。

3 おやじの会

児童に対して様々な体験活動の実施や学校の営繕活動などをすることにより、会員相互の親睦を図ると共に、児童の「生きる力」の育成に寄与する。

(学級PTA・学年PTA)

第1条 学級長は、その学級担任と緊密に協力し、会則第5条に定める活動を推進する。

第2条 学級長会は

- 1 学級で話し合った意見や要望などをまとめて、常任委員会に報告・提案する。
- 2 学級・学年の研修、親睦を図る。
- 3 学級・学年の連絡をとる。

(少年補導員)

第1条 会則第22条3. 少年補導員の選考は、次の通りとする。

- 1 任期満了前に、本部役員選考委員会が行う。
- 2 少年補導員は、総会の承認を得て決定する。

第2条 会則第22条3. 少年補導員の任期は、次の通りとする。

- 1 少年補導員は、市川市教育委員会から2年間の委託を受ける。
- 2 西暦偶数年度の6月から2年間（再任は妨げない）。

第3条 少年補導員は、活動した内容を常任委員会に報告する。

(会員の慶弔)

第1条 会員の慶弔については、別に内規をもって定める。

(会員の表彰)

第1条 会員の表彰については、別に内規をもって定める。

# 市川市立曾谷小学校 P T A 個人情報取扱規則

## (目的)

第1条 市川市立曾谷小学校 P T A (以下、「本会」という) が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真およびその他の個人情報データベース (以下、「個人情報データベース」という) の取扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本部役員・各委員会委員長とする。

## (他人に知らせる)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせる、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

## (周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料等で会員に周知する。

## (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. P T A会費の集金業務、管理業務
2. その他の文書の送付
3. 本部役員・常任委員・専門委員・会員等の名簿の作成
4. 本部役員等の推薦活動、並びに委員選出

## (利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## (管理)

第10条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## (保管および持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係わる記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条1～4の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第12条1～4の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、本部役員・常任委員・専門委員・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、本部役員会において審議し、承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成31年4月18日より施行する。

# 慶弔金内規

## 第1章 総則

第1条 細則（会員の慶弔に関する細則）に基づき、慶弔金の内規を次のように定める。

## 第2章 慶事

第2条 教職員が結婚する場合、本会より 5,000 円を支出する。

第3条 教職員及び教職員の配偶者が第一子を出産した場合、本会より 5,000 円を支出する。

## 第3章弔事

第4条 会員及び児童に不幸があった場合、本会より 5,000 円を支出する。

第5条 教職員の配偶者、父母および子どもに不幸があった場合、本会より 5,000 円を支出する。

## 第4章 錢別

第6条 1年以上在籍した教職員が転任または退職する場合、本会より花代 3,000 円を支出する。

## 第5章 その他

第7条 上記いずれにも該当しない場合、本部役員がその都度協議の上、支出の可否を決定するものとする。

# 表 彰 内 規

## 第1章 総則

第1条 細則（会員の表彰に関する細則）に基づき、表彰等の内規を次のように定める。

## 第2章 表彰

第2条 教職員以外の会員が常任委員会に3年在籍、または本部に2年在籍した場合、本会より記念品代3,000円を支出する。

## 第3章 その他

第3条 第2条に該当しない場合、本部役員がその都度協議の上、支出の可否を決定するものとする。

---

付則	昭和61年3月22日改正（総会にて承認）
	昭和62年4月27日改正（総会にて承認）
	平成3年4月27日改正（総会にて承認）
	平成8年3月5日改正（総会にて承認）
	平成9年3月3日改正（総会にて承認）
	平成10年3月11日改正（総会にて承認）
	平成11年3月1日改正（総会にて承認）
	平成13年3月1日改正（総会にて承認）
	平成14年3月5日改正（総会にて承認）
	平成15年3月5日改正（総会にて承認）
	平成16年3月5日改正（総会にて承認）
	平成17年3月1日改正（総会にて承認）
	平成19年4月1日改正（総会にて承認）
	平成25年4月20日改正（総会にて承認）
	平成27年4月18日改正（総会にて承認）
	平成30年4月19日改正（総会にて承認）
	平成31年4月18日改正（総会にて承認）
	令和2年4月17日改正（総会中止により SchIT メールにて承認）
	令和3年4月22日改正（総会中止により SchIT メールにて承認）
	令和4年4月27日改正（総会中止により SchIT メールにて承認）
	令和5年4月20日改定（SchIT メールにて承認）
	令和6年3月5日改定（SchIT メールにて承認）